

令和元年度宇多津町職員採用試験案内

(大学卒業程度)

令和元年 6月 1日

団体名 宇多津町

宇多津町職員採用試験(大学卒業程度)を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務先及び職務内容
一般行政(大卒程度)	2名程度	宇多津町に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者、もしくは、同年齢未満の者であっても、大学を卒業した者及び令和2年3月31日までに卒業見込みである者。
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - (ア) 日本の国籍を有しない者
 - (イ) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
 - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (エ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (オ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。
なお、申込用紙記載事項に基づき、受験資格の有無等について確認します。

(1) 第1次試験

第1次試験では、筆記試験を大学卒業程度で次のとおり行います。

試験	方法及び内容
教養試験 2時間・40題	公務員として必要な一般知識(時事、社会、人文、自然)及び一般知能(文章理解、判断・数的推理、資料解釈)について択一式により行います。
性格特性検査 20分間・150題	公務員に求められる資質に関し、性格傾向の面から特徴について択一式により行います。
専門試験 2時間・40題	試験区分に応じて必要な専門的知識及び能力について択一式により行います。 試験問題は別表に掲げる分野から出題します。

別表

一般行政の出題分野	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策及び国際関係
-----------	---

(2) 第2次試験

第2次試験では、作文試験、職場適応性検査、口述試験を行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
作文試験	文章による表現力、構成力及び論理性等について行います。
事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等について行います。
職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について行います。
口述試験	面接により積極性、使命感、社会性、創造力、表現力等人物について試験を行います。(※作文試験、職場適応性検査とは別日程で実施します。)

4 試験の日時、場所及び合格者発表

日時等 試験	日 時 ・ 場 所	合 格 者 発 表
第1次試験	令和元年7月28日(日) 受付時間 午前8時30分～午前9時 試験時間 午前9時～午後3時00分ごろ 場 所 香川県自治会館、マリンパレスさ ぬき及びホテルパールガーデン (高松市福岡町2丁目)	令和元年8月中下旬町役場等に掲示する ほか、合格者に通知します。
第2次試験	日時、場所は第1次試験の合格者に別途通 知します。	町役場等に掲示するほか、合格者に通知 します。

※注意事項

- 1 最終合格者の発表後、直ちに任命権者が入庁意思の確認を行います。
- 2 期日までに回答がない場合は、辞退扱いとなりますので注意してください。
- 3 第1次、第2次試験の成績が一定以下の場合は、合格者なしとする場合もあります。また、合格者は試験区分の採用予定人員に満たない場合もあります。
- 4 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は、補欠合格者名簿(令和2年3月31日まで有効)に登録され、宇多津町の職員数に不足が生じた場合に採用の対象となります。
- 5 宇多津町ホームページで、採用試験状況について公表します。

5 給与及び勤務時間等

- (1) この試験の最終合格者は、おおむね、令和2年4月1日採用の予定です。
- (2) 大学卒業後、直ちに採用された場合の初任給料月額は、おおむね次のとおりです。

試験区分	給 料 月 額	平成31年4月1日現在における行政職給料表の適用を受ける職員の例です。(前歴加算の制度有)
一般行政	187,200円	

このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。

- (3) 勤務は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間45分です。

ただし部門、職種によっては変則勤務をすることがあります。

6 受験申込手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、宇多津町役場へ請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求（一般行政大卒程度）」と朱書し、返信用封筒（120 円切手をはって、宛先明記したものの、A4 サイズ）を必ず同封してください。

(2) 受験申込先及び申込方法

申込みは、申込用紙に必要な事項を記入し受験票に切手をはり、宇多津町役場へ提出してください。郵便で申込みをする場合は、封筒の表に赤字で「一般行政（大卒程度）受験」と書いて簡易書留により郵送してください。

受験票は、後日郵送しますが、7 月 18 日までに受験票が到着しないときは宇多津町役場に必ず照会してください。

なお、受験票には最近 6 ヶ月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向・縦 5cm 横 5cm 以内で本人と確認できるもの）をはりつけて試験の当日持参してください。写真のない場合は受験できません。

(3) 受付期間

令和元年 6 月 5 日（水）から令和元年 6 月 28 日（金）まで、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで受け付けます。郵送の場合は、期間内必着とします。（郵便事故等により不着の場合は責任を負いません。）

受付期間後はどのような理由があっても、受け付けません。

7 その他

(1) 試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ宇多津町役場に申し出てください。

(2) この試験についての問い合わせは宇多津町役場でお答えします。

なお、郵便で問い合わせる場合は必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、または、切手をはった宛先明記の返信用封筒を同封してください。

(3) 試験場には受験者用駐車場がありませんから、自動車利用の受験者はご承知ください。

なお、自動車等で送迎される場合は、交通の妨げ、近隣住民の迷惑にならないようご配慮ください。

(4) 第 1 次試験の択一式試験の採点は、コンピュータにより行いますから、HB の鉛筆とよく消える消しゴムを第 1 次試験の当日必ず持参してください。

(5) 台風等により第 1 次試験の日程を変更しなければならなくなった場合など、告知事項がある場合には、香川県町村会のホームページ <http://chousonkai.or.jp/>にてお知らせする予定です。

問い合わせ・申込み先

宇多津町 総務課 人事秘書係

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1 8 8 1 番地

TEL 0877-49-8013